

ければ解決されない問題もあるわけでございますので、こういった問題についてはやはり特別な配慮をお願いしておきたいと、こういうふうに思うわけです。

それで、さっき部長の方から商工の現在の福利厚生対策というようなことに対する答弁が行われたわけですが、などなど現在、福生市商工会員の数は一千七百八十名と伺っております。現在行っている主なる従業員に関する福利厚生対策としては、青年教室、これは七百八十名が加入して、加入率は一七・五%、特定退職共済年金制度、これは二百七十三人が加入して、加入率わずか六・一%、これをもつてして従業員の福利対策が行われているという現状ではないと、私は判断するわけです。よって私が取り上げました、各市でもって行っているところの、いわゆる福生市勤労者互助会というような組織が、ことしに入ってから町田市でいま発足しようとしています。いま、すでに来年か再来年のうちに商工連合会で取り上げていくであろうというようなことでありますけれど、現実には、やはり地域に密着したそういった組織は、市がやはり、もう少し積極性をとっていろいろな融資制度を講ずるなりしていかなければいけないではないかと思ひます。ちなみに、五十二年

における商工会に対する一般の福生市の補助金は、御案内のとおり七百七十四万円でございます。人件費が六百七十八万円、事業振興費に至っては、わずかに三十万円。西口開発調査費に至っては六十六万円だと。こういう点を見ると、福生市が商工のために、又、商工のために生きていかなければならないという福生市基本構想の上にのつた施策が、十二分に行われているかどうかという点については、いささかがっかりせざるを得ない状況ではないかと思うんですが、この点について、きのうからの一般質問に、積極的にひとつやっていきたいという取り組み方が、決意が述べられたのですけれど、具体的に五十四年度において、いさ少しこういった面に対する行政措置が講じられる、講じていくというような前向きなお考えがあるかどうかお聞かせしていただきたいと思うわけでございます。

財政問題につきましては、特に国、都の支出金についてお尋ね申し上げたわけですが、このうち国庫負担金については六三・二%、都の負担金については五五・五%の収入率であるということでは、ほぼ納得がいけますが、国庫補助金、あるいは東京都の補助金は二六・六%。いま、この年間の四分の三を経過しようというときに、この状態であります。それで、いま一言お伺いした

いことは、先ほど部長が、都の補助金については、五百万ぐらいの減収がちょっと考えられるような状況にあるということでございますが、しからは、その他の方は一〇〇%の見通しがあるのかどうなのか。これを お聞かせしていただきたいというのが第一点です。

それから第二点は、九月の定例会において、今後の見通しで、法人市民税が五百万円。そして、たばこ消費税並びに電気税の増収は約一千万円ぐらい見込まれるはずである。見込めるということを答弁されて、今回は法人市民税五千万円見込みのうち三千三百四十万円が四次補正に計上されておることは御承知のとおりです。ということになりますと、なお今後、この法人市民税は二千六百万円ぐらいの増収が可能であるかどうか。あわせてたばこ消費税並びに電気税の増収見込み、九月にすでに一千万円明らかになっていながら四次補正に組まなかった理由、これをひとつお聞かせしていただきたいと思つておられます。

それからいま一点。いま一点は、五十二年度におきまして、国庫補助金は十億八百二十万九千円でございます。ところがこのうち一億五千五百四十九万五千円

すなわち、予算額に対して一五・四%の収入未済があります。内訳は衛生費において二千八百六十六万六千円、土木費において一億六千七十九万九千円。それから特に問題とされるべき、特定防衛施設周辺整備の調整交付金、これも三千四百万円の収入未済ということになっております。そういう面から、当年度国庫補助金の残りの増収が、確実に見込まれるのかどうか、ひとつお答えいただきたい、かように思います。

○市民部長（生子 国利君） 先ほど御質問の点の互助会の問題と、それから行政措置の考え方でございますが、五十二年から商店街振興の補助として、市側として積極性をとりまして、その事業の予算化の五〇%というふうに一応格上げをしておるわけです。それらは、各商店街に対する直接の補助というふうに解釈しております。

それからもう一点、従業員の互助会につきましては、確かにお説のように、最近あちこちにできておりますけれども、ただ、この互助会の関係で、先ほど私が申しましたとおり、東京都連合会の貯蓄制度がございすけれども、これらとの絡みもありまして、十分これは従業員そのものの考え方もひとつなくてはなら

ぬと思うのですが、市側としても前に質問を受けた際に――大野議員さんだと思いますが、その際に御説明は申し上げて考え方は出したんですが、商工会としても、その取り組み方について一応検討はしたわけですが、今回、そうした制度ができて、来年度から制度化するというふうなことになるので、市としては、確かに互助会制度というものは、いままでなかったわけですから、確かにこの互助会というのは、非常に有意義な制度だと思ふんですが、これは他に制度ができていますので、これとのにらみ合いをつけまして、市としてもこれに對するどちらかの援助ということもできるんじゃないかと思ふます。そんなようなことで、福利対策については、従業員の確保ということも十分頭に入れて、今後これらを相談いたしまして、協力援助の方針をとっていきたいというふうな考えでおります。

以上です。

○企画財政部長（浅見 祐康君） へ答へ申し上げます。

まず第一点の国、都支出金の関連でございますが、補助金が都の関係でございます。五百万円の落ち込みがあったというような御質問でございます。

その他につきましては、現在各部において確認をしていただいておりますので、一〇〇%入るという見通しになっております。

それから第二点の法人税、その他の関係でございますが、法人税の關係につきましては、五千万円程度というような話も、私も申し上げてあるかと思ふます。今回若干それが下がっているというようなことにつきましては、現在時点、いわゆる十月の時点で把握いたしました法人税の伸び、そういったものを将来にわたっての想定の中で、今回の補正に組ましていただいたということでございまして、一応現在の伸びといたしましては、前年比五%ぐらいの伸びしか期待できないというような結論で、若干下がってきておるわけでございます。ただ、補正予算編成後に九月決算の、これは相当大的な金額を、年間を通じて占めております。九月決算が会社ごとの決算で、これが十一月に申告していわゆる納税するというシステムでございますが、これについては九%の今度は伸びを見せているというような実態から、

現在補正を行いました。三千三百四十万円、その金額より若干上回るであろうというふうな、非常に安定しない見通しで申しわけございませんが、法人につきましても、なかなか景氣関連のことが、そのまま税に直接響いてきまして、非常に安定

性を欠いております。極力、私どももそれらは十分考慮に入れまして、今後の又、税金の見通しを早期に、適確に把握していきたいというふうに思っています。したがって、今回補正を行いましたのは、八月決算十月申告のものというふうな、これまでの四月からの課税客体を基準に予算編成というようなことでございますので、よろしく御了解をいただきたいと思います。

それから、たばこ関係につきましては、ことははっきり申し上げまして、実はこれまでの実績が非常に伸びておりません。それで今回、補正ができなかったわけでございますが、実はパナソニック屋さんがございます。そういった方が一遍、店を閉めますと極度に落ちます。それが大きな原因ではないかというふうなことで、いま考えられております。したがって、今回の補正に、特に特定財源として追加補正ができなかったというふうな事情でございます。

それから五十二年度の関係でございますが、前期につきましても、同じようなことがございました。まだ組んでおらないんですけど、これは円高差益の関係の連がそのまま非課税の関係と同時に、両方にわたってやはり影響されて伸びが見られないというふうな実情でございます。それと、五十二年度の国庫補助金

の歳入が、決算上載っていないというふうでございますが、これらはすべて繰越明許費によります。次年度への繰越財源として実質的に繰り越されたものでございまして、歳入も事業の繰り越しと同時に、当該年度までに入っていないというふうな理由のわけでございます。当年度はどうかといいますと、やはり今回、繰越明許費でお願いしております仮称第二給食センターの関係のもの、それから道路関係で、幹一―二号線、あるいはこれから現在七六号線の補助を現在得べく防衛施設庁と折衝を持っております。これの確定時点が遅い場合も、やはり次年度への繰り越しというふうなことも、若干あるわけでございます。現在、予測されるものの来年度への繰越明許は、その程度でございます。その他は、ほとんどが、市の場合は、国庫補助の場合は、防衛関連事業でございますので、その実績に応じて実績報告書が作成されて、その法令の確認が終わった時点で、実質的に金がかかるというふうなケースでございます。その他につきましては、事業の進捗の度合いによりまして、それに応じまして歳入になるというように解釈しております。

以上、大変難題でございますが御答弁にかえさせていただきます。

○十七番(関米吉君) 五十二年度の国庫補助金についての繰り越されているというのは私、承知してはいたんですよ。だけれども、であるから予算に対して一五・四%減っているんですよ。では、ことはどうなんだということを、じゃ一体ことはそのとおりに入ってくる見通しであるということでございますから、いま給食センターの問題以外は全部入ってくる見通しであるということでございますね。(「はい」と呼ぶ者あり) それだけ確認して、それは結構です。

それで、たばこ消費税及び電気税は伸びていないからやらなかったんだということでございますが、本当は部長、こう答えてはしかなかったんですけれどね。とにかく部長は、九月には伸びが期待できますということははっきり言っただけです。あの時点の見通しはこうでありましたけれども、現時点において、その見通しは誤りでございまして。よって計上できなかったというけれども、そのときは伸びますと、今度は一千万円ぐらい期待していただくまいと。その次の議会へ行ったり、いや伸びなかったからこれはだめなんだという形は、やはりまずいと思いますので、その点はひとつ考えていただきたいと思えます。ということで、すると法人税は、前回は五千万円ぐらいの伸びが期待できたけれども、今回 三千三百四十万円 組んだので、

後、数字の上からは二千六百万円ぐらいは考えられたんだけど、そこまでは伸びそうもないというのが、現状の見通しですね。そういうことです。

それでは、いま一つだけ質問させていただきます。先ほど、とにかく市民税の課税の基準としては、一応、その徴収率も基準に考えたいんだというように、なことを言いましたけれど、基準となるのはその前年度の当初予算なのか、それとも決算額なのか。それに対して一〇%ぐらいの増を見込み、かつ徴収率というような考え方が一つの計上する場合の基準というふうにして考えてよろしいかどうか。どちらを取るんでしょうかね、普通は。その点をちゃんと聞かせていただきたいと思います。

○企画財政部長(浅見裕康君) 現在の基準といたしましては、当初予算額が、実は先ほどちょっと触れましたように、両方に相関的にかかっているわけでございます。いわゆる徴収率が前年実績をある程度、数年間さかのぼって把握いたしますと、まあ丈夫であろうと、安定的な一つの基準の徴収率というのは把握できるわけでございます。それに若干、従来の当初予算におきましては、それを下回っていたということがございますので、両面にわた

て検討したいと思ひます。それで徴収率については、若干見直しをさせてい
ただきまして、当初予算を基準に考えていきたい、かように考えております。
○十七番（関米吉君） それでは今後の議事の進行のあれもありますので、一つ
二つ要望しておきたいと思ひます。

まず商工振興対策であります。繰り返し申し上げておりますように、
非常にいま、この近隣における大型店舗の進出を契機に、かつてない
ほど福生市の商店街の皆さんが危機感を持たれ、真剣にこれからの
商業というものに考えて、一生懸命この西口開発を主体として行動を
起こそうというように、非常に盛り上がった機運にあらうとしております。
したがいまして、これからの問題を、福生市が商業を中心に生きていくんだと
いうような考え方に立つならば、この機会は、またとない絶好のチャンスであろ
うと思ひます。したがって、こういった盛り上がりました商店街や商店の
皆さん方の気持ちに沿うように、強力な施策をこの際、来年度からの
商工対策に打ち出していただきたいということを、そしてこれからの福生市
の商工の振興のためにやっていたきたいということを、まずこの問題について

は、お願いしておきたいと、このように思ひます。

それから財政の問題につきましては、一応心配しておりますのは、消防費
問題です。大変、助役さんから骨折りいただいておりますが、

これが暫定で済まなくなった場合においては、福生市の持つべき負担額は
一億四千万円にも及ぶということは、引き続き五十四年度以降の福生市の財
政に大きな打撃を与えらるという形になりますので、関係三十市町村ともど
も、本問題については、ひとつがんばっていただきたいということを、お願い申し上
げておきたいと思ひます。

それからそのほかの財政問題について、国、都の支出金については、金額われ
われの要求が通るように、各都府の一段の御努力をお願いしたいと思ひ
うわけでございます。

そして一言お願いしたいことは、この補正というものは、これはやむを得ないと思
ひます。だけれど、従前の補正の組み方を見ると、特にこの市民税あたり
においてさえも、年度ギリギリの最終補正にもってこられる場合が、しかもそれが
かなりの額だ。いわゆる収支のバランスをとるための予算的な補正が行わ

れた過去の例があるわけですが。補正を組むということは、それなりの事業目的もあり、それなりの財源というものが確保されるわけですので、補正も私はやむを得ないとしても、やはり年度末ギリギリに自主財源の補正を、しかも多額に、数次にわたる補正額よりも最終額の場合の方が多かったというふうな例もあるわけですが。こういうことのないようにお願いしたいと、こう思います。そんな意味からは、今回五十三年度予算に対する九月における市民税の八千万円の補正を付したということは、きわめて適切な処置であつたと、そういうふうに思います。そういうふうな前向きな姿勢で今後の財政運用を図られて、市民のための財政基盤をしっかりと確立していただきたいと、こういうことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○副議長（小堺 仁七君） 以上で一般質問を終わります。

○副議長（小堺 仁七君） この際、日程第二及び日程第三を一括して上程いたします。
日程第二 陳情書の取り下げ願について

日程第三 陳情書の取り下げ願について

以上二件を一括して議題といたします。

本二件は、目下、厚生委員会において付託審査中であります陳情書八号第三、第四都営住宅ダストボックス継続使用許可に関する陳情書及び陳情第九号 富士見台町会地区のじん芥収集に関する陳情書について、それぞれ陳情者より、取り下げ願いが提出されたものであります。

事務局をして、取り下げ願いを朗読いたさせます。

（市川議事係長朗読） 列参参照

○副議長（小堺 仁七君） 以上で朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件は願出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺 仁七君） 御異議なしと認めます。よって本二件の取り下げ願いはともに承認することに決定いたしました。

○副議長(小堺 仁七君) 日程第四 議案第百七号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見 裕康君登壇)

○企画財政部長(浅見 裕康君) 御指名をいただきまして、議案第百七号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

御案内のとおり、現下の地方自治体の行財政は、まことに厳しい状況下にございます。それらを踏まえまして、人員抑制に意を注がなければならぬという点につきましては、論をまたないわけでございますが、今回は、昭和五十五年に開設を予定しております、飯林中央図書館及び飯林熊川中央学佚、これらを前提に、主として施設増のために今回の改正案を上程申し上げたものでございます。このような理由で、来年の議員さんの改選もありながら、次年度を合んでの改正案であります。その点よろしく御了承を賜りたいと思っております。

なお、今後とも各部門にわたりまして、極力人員抑制には心がけまして、効率的な行政執行をしていきたいというふうに考えております。

次に、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第二条第一項第三号の中におきまして、九十三人というのは、教育委員会事務局関係の職員の定数でございます。これを二十二人増の百十五人に改めようとするものでございまして、合計の四百二十人を四百四十二人に改めようとするものでございます。一応、増員の予定といたしまして、年次的に申し上げますと、五十四年四月一日の増員予定として、合計で十五人、それから五十五年四月一日で七人、計二十二人と相なります。なお、改正の定数によります四百四十二人と、この増員の関係におよましての職員の実数の差は十人と相なります。

内訳をいたしましては、市長部局の関係につきましては、これは改正がございせんが、現在三百十人という定数でございます。これが実数として三百四人に相なります。議会事務局の職員は九人に対して八人。現在員と同でございます。教育委員会事務局及び教育機関の職員は百十

五人に対して百十四人。それから農業委員会事務職員二に対してこれは兼務でございましてゼロ。選管、現在と同じ三人、それから監査員がやはり定数三人の人数三人というような内容に相なります。

非常に雑駁でございましたが、議案第百七号福生市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げました。

よろしくどうぞ御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。

○副議長（小堺 仁七君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺 仁七君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎 良之助君） この際 動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百七号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺 仁七君） お諮りいたします。

ただいま山崎 良之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺 仁七君） 御異議なしと認めます。よて議案第百七号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（小堺 仁七君） 日程第五 議案第百八号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。

（総務部長 上野重勝君 登壇）

○総務部長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第百八号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理

由、並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案は御案内のとおり、人事院及び東京都人事委員会から、昭和五十三年度国家公務員並びに地方公務員の給与改定の勧告がなされましたので、福生市におきましてもこれに準じて職員の給与を改定しようとするものでございます。

その内容でございするが、人事院勧告は去る五十三年八月十一日になされました、この基準内給与のアップ率、基準内給与と申しますと俸給等、扶養手当、調整手当、住居手当、その他の手当を含んだ給与のことを申しするが、この基準内給与におきまして三・八四%、金額にして七千二百六十九円の勧告がなされております。東京都におきましては十月の十九日、同じく基準内給与におきまして三・七四%、金額で八千四百六十六円の勧告がなされております。福生市におきましても東京都の勧告に準じまして改定をしようとするものでございまして、アップ率は東京都と同様三・七四%、金額は若干下がりまして七千九十二円ということでございます。

この内容でございするが、俸給表は別表のとおり改正せしむとともに、扶養手当におきまして、配偶者、及び配偶者のない場合の扶養家族の第一子については、現行八千円を一十円引き上げまして九千円に。それからその他の扶養家族につきましては、百円アップいたしまして、四千八百円を四千九百円にしようとするものでございます。又、住居手当につきましては、これは五十四年の四月一日、来年度の四月一日から二百円アップいたしまして五千九百円としようとするものでございまして、住居手当以外の分につきましては本年の五十三年四月一日にさかのぼりまして適用しようとするものでございます。なお、これに要します経費といたしましては、一般会計で五千五百五十万円、特別会計で七百二十万円、合わせまして六千二百七十万円程度予定をいたしております。

大変雑駁でございするが、議案第百八号の提案理由並びにその内容といたします。

○副議長（小堀 仁七君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。